

入札公告

「都市計画区域MP・区域区分見直し業務委託」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和元年5月9日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 第19-41055-0001号
都市計画区域MP・区域区分見直し業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和2年3月27日まで

2 設計図書等の閲覧場所及び期間

- (1) 設計図書等の閲覧場所
郵便番号960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総務課（土木総務課2（経理担当））
電話024-521-7455 F A X 024-521-7954
- (2) 設計図書等の閲覧期間
令和元年5月9日（木）から令和元年5月24日（金）まで（土曜日、日曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続き開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者又はその役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者
- (7) 建設コンサルタント登録規程による都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録を受けている者
- (8) 次の①又は②の受託実績（実施中業務を含む）がある者
- ①国土交通省又は都道府県から直接受託した業務で、都市計画区域マスタープランに係る課題検討、都市構造の評価・分析業務、又は計画策定ガイドライン等作成の実績のある者
 - ②福島県内の市町村から直接受託した業務で、都市計画マスタープラン策定業務の実績のある者

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、都市計画区域MP・区域区分見直し業務委託一般競争入札参加資格確認申請書（様式1、以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

また、資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、受領した書類は返却しない。

ア 全部事項証明書（登記簿）謄本

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ 別紙様式第1号「企業の実績等」

(1) 提出期間

令和元年5月9日（木）から令和元年5月20日（月）の午前8時30分から午後5時まで（休日を除く。）

(2) 提出場所

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総務課（土木総務課2（経理担当））
電話024-521-7455 F A X 024-521-7954

(3) 提出方法

郵送又は持参による。

ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、令和元年5月20日（月）午後5時まで必着とする。

5 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時

令和元年5月27日（月）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

福島県庁本庁舎4階401会議室（福島市杉妻町2番16号）

(3) その他

郵便による入札は認めない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

問い合わせ先

福島県土木部土木総務課（土木総務課2（経理担当））

電話024-521-7455 F A X 024-521-7954

電子メール dobokusoumu@pref.fukushima.lg.jp